

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」 (第25号事件) 本案判決 (2)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ノースター号事件」(パナマ対イタリア) 国際海洋法裁判所本案判決
判 決

- I. 序
- II. 両当事国の申立
- III. 事実の概要
- IV. 証拠法
- V. 管轄権の範囲 (以上、本誌55巻3号)
- VI. 海洋法条約87条
- VII. 海洋法条約300条 (以上、本号)
- VIII. 賠償
- IX. 裁判費用
- X. 主文

Treves 特任裁判官の宣言

Cot、Pawlak、Yanai、Hoffmann、Kolodkin 及び Lijnzaad 各裁判官並び
に Treves 特任裁判官の共同反対意見

VI. 海洋法条約87条

147. ここでは、差押命令、その実施請求、及びノースター号の差押えと抑留が、海洋法条約87条の違反を構成するかどうかを検討する。ただ、この問題に入る前に、当裁判所は、条約87条の違反があるかどうかの判断における先決的抗弁判決との関連性を扱う必要がある。

1. 先決的抗弁に関する裁判所判決

148. 両当事国は、海洋法条約87条の違反があるかどうかの判断における当裁判所の先決的抗弁判決との関連性について、見解が異なる。

149. パナマは、先決的抗弁判決122項に言及して、次のように主張する。

「海洋法裁判所は、87条は公海はすべての国に開放されており公海の自由には航行の自由が含まれると規定しているから公海上でのノースター号の活動に関する差押命令はこの規定に基づくパナマの権利の侵害と考える余地がある、と述べた。」

パナマの見解では、当裁判所は、イタリアの主張 — 当裁判所は、ルイザ号事件判決で、ルイザ号に法的手続が行われ抑留されている状況では87条はルイザ号に対し港を離れ公海に向かう権利を与えるものと解釈しえないと判断したが、この判断はノースター号事件にも適用される — をこの先決的抗弁判決122項で黙示的に否定した、という。パナマは、「87条を考慮すべきでないとするイタリアの理由づけは、海洋法裁判所がこの規定と本件事件との関連性を認めた2016年11月4日判決を言い渡して以来、変わっていない」、と主張する。

150. これに対し、イタリアは、パナマは先決的抗弁判決122項の意味を誤解している、と主張する。122項において、当裁判所は、海洋法条約87条は本件紛争と関連性を有すると判断している。イタリアによると、

「ある規定が海洋法裁判所の管轄権の確証に関連しているからといって、このことがこの規定の違反があるという判断と等しいことにはならないのは、明らかである。規定違反の判断は、本案に、つまり現在の裁判手続段階に、留保されている。」

151. イタリアの主張によると、本案での判断に委ねられている争点について裁判所が先決的抗弁の段階で述べたことは、本案段階でのこれらの争点についての裁判所の評価を害しない、というのが基本的な原則である、という。そして、イタリアは、「新たな証拠があってもなくても、海洋法裁判所が87条は本件事件に関連性がないと判示し及び宣言することは、この本案段階であって

も、妨げられないのである」、と主張した。

* * *

152. さて、先決的抗弁での検討は、本案でのいずれの争点についても害することはない。国際司法裁判所(ICJ)がバルセロナトラクション事件(先決的抗弁)判決で述べたように、「先決的抗弁の目的は、本案に関する決定を回避することだけでなく、本案でのいかなる議論をも回避することである」(バルセロナトラクション電力会社事件(ベルギー対スペイン)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1964*, p. 6, at pp. 43-44)。先決的抗弁判決は、本案に関するいかなる争点についても判断がなされたと理解されるべきではなく、このことは海洋法条約87条の違反についても同様である。

2. ノースター号が行った活動

153. ここでは、差押命令とその実施が関係するのは、公海でノースター号が行った活動なのか、それともイタリアの領域内で行われた本件対象犯罪⁹⁾なのか、あるいはその両方なのか、の問題を検討する。もしこの命令とその実施が関係するのが、イタリアが主張するようにイタリア領域内で行われた本件対象犯罪であるなら、海洋法条約87条は適用されない。しかし、もしこれらが関係するのが、パナマが主張するように公海でノースター号が行った活動であるなら、87条は適用可能である。

154. パナマの主張によると、差押命令が関係するのは公海で行われた活動つまり「国際水域におけるノースター号の燃料供給活動」であり、この命令は

9) 訳者注：この文脈から分かるように、イタリア領域内で行われた犯罪(具体的には密輸と税金詐欺(判決228項))とノースター号が公海上で行った燃料供給活動が区別されており、前者について“alleged crime(s)”の語が用いられている(仏文では“délits”または“infractions présumées”の語が用いられており、語が統一されていない)。イタリアの裁判所で、被告人全員の無罪が確定しており結果としてこの犯罪行為は成立していないから、その意味でも“alleged”“présumée”の語が付されているものと思われる。直訳すると「嫌疑のある犯罪」となるが、ここでは簡潔に「本件対象犯罪」で統一することとする。

「ノースター号がイタリア領域の外で—特に公海上で—燃料供給活動を行ったと、明記している」、という。パナマは、この船舶が差し押さえられたのは公海上で行われた活動が理由である、と述べる。

155. パナマは、「この差押えが行われたのは、ノースター号が公海で『燃料供給 (bunkering)』の犯罪活動を行った嫌疑があるからである」とし、この燃料供給活動はノースター号の差押えの理由である犯罪行為の一部とみなされた、と主張する。

156. パナマは、その考えを支えるため、イタリアの司法機関の関連文書に言及するが、その文書の1つである差押命令は、次のように記している。

「ノースター号は、イタリア、フランス及びスペインの領海の外（主として監視接続水域内）に所在していること、及び、EU 港にしか停泊しない大型ヨットに対しすぐに燃料を供給していること（いわゆる「沖合燃料供給」）、が明らかになっている。彼ら関係者らは、自身の意思で意図的に、免税が認められた用途とは異なる用途で当該製品を使用し、その後当該製品はイタリア領域に確実に持ち込まれるが当該製品の購入者は税関申告書を作成しないことも、十分に知っていたのである。」

157. パナマによると、ノースター号による他の船舶（他国の船舶を含む。）への軽油の供給は、航行の自由及び航行の自由に関連するその他の国際的に適法な海洋の利用に該当する、また、「イタリアは、ノースター号がイタリアの領海内に入っていないにも関わらず、同船の燃料供給活動を密輸と租税回避として再定義しようとしている」、という。

158. パナマは、この差押命令は、イタリアの管轄権の基礎として解釈上の存在理論 (constructive presence doctrine) に明示的に言及している、という。パナマによると、本件事件における解釈上の存在の意味は、ノースター号が公海上で活動を行う母船 (mother ship) であり、ノースター号から燃料供給を受けイタリアの領海に戻る船が、沿岸国の管轄権に接触して追跡に服することから、接触船 (contact vessels) ¹⁰⁾ である、という。パナマは、次のように主張する。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

「差押命令自体においてこの理論が用いられていることが示しているように、ノースター号が差し押さえられたのは、イタリアの領海内での活動が理由ではない。もしノースター号が領海内の活動を理由に差し押さえられたのであるなら、この解釈上の存在理論に明示的に言及する必要はないはずである。というのは、そうであるなら母船と接触船に言及するような積替えの要素は存在しないからである。」

159. パナマは、「イタリア答弁書で言及されたあるいは Savona の検察官の捜査記録で記されたノースター号の行動は、これまで犯罪とされていなかったものである」、という。パナマの主張では、イタリアの裁判所（Savona 地方裁判所と Genoa 控訴院の両方）は、ノースター号が行った燃料供給活動は犯罪でないと結論づけて、同船と起訴された者たちを無罪とした。「その理由は、同船が活動していた場所は、国際水域であってイタリアの関税領域¹¹⁾でないから」、という。

160. これに対し、イタリアは、差押命令が発せられたのは、公海でノースター号が行った燃料供給活動に関する刑事手続においてではなく、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪に関する手続においてである、という。イタリアは、この命令が「対象としているのは、公海でノースター号が行った活動ではなく、ノースター号を道具としてイタリア領域内で行われた犯罪である」、と主張する。

10) 訳者注：解釈上の存在理論において、公海上にある船舶に「母船」、領海に入る船に「作業船」や「ボート」の語が用いられることがあるが、本件事件のレジャー船を作業船とかボートとするのは違和感がある。ここでは直訳して「接触船」とした。ここでの「接触」の語は、領域外に存在する船舶（母船）がこの接触船を介して沿岸海域と接触関係を有するという特定の意味合いを持つ（判決162項、171項、180項など）。

11) 訳者注：この「関税領域」の原語は、“custom territory”であるが、通常は“customs territory”の語が用いられ、この判決文でもこの項以外は後者の語である（171項、182項）。判決文では、他に“customs area”（169項）や“customs line”（185項）が用いられている。仏語ではこれらはすべて“territoire douanier”である。ここでは、仏語が同一の語が用いられていることから、英語表現の違いを無視し、すべて「関税領域」の訳に統一した。なお、“customs territory”の訳語であるが、2018年日・EU 経済連携協定1.2条(h)にEUの「関税領域」の定義があり、その公定訳に従った。

161. イタリアによると、イタリアの財務警察が行った元々の捜査も差押命令も、ノースター号の燃料供給活動を問題としておらず、同船が差し押さえられ抑留されたのは、同船が本質的に密輸及び租税回避から成る一連の犯罪の罪体であるからである、という。

162. イタリアは、この考えを支えるため、イタリアの司法機関の関連文書に言及する。特に、イタリアは、差押命令それ自体は、本件対象犯罪がイタリア領域内で行われたことを示しており、その文脈で同命令は次のように記している。

「複合的な捜査の結果、ROSSMARE INTERNATIONAL 社（代表者：ROSSI SILVIO）は、継続的に多くの顧客に向けて鉱油（軽油と潤滑油）を販売していることが、判明した。この鉱油は、同社が、イタリア（Livorno 市）と他の EU 諸国（Barcelona 市）の両方において税関倉庫で（船舶用品として）免税で購入したものであるが、それは同社がイタリアでこの鉱油を転売するためである。同社は、このようにして、関税と税金の支払いを回避した。この支払回避は、同社が事実上用船した石油タンカーを偽って利用することにより、及び EU 船舶に販売する製品についてその後に税金詐欺を行うことにより、行われている。

……

差し押さえられるべき船舶（訳者注：ノースター号）とイタリアの沿岸海域との間の現実の接触関係の存在は証明されており（航行報告に記されている観測記録により、また、地上で得られた書類により及び観測サービスにより）、彼らが計画した通りにイタリア領域内で密輸品を販売すると、関税法違反が生じることになる¹²⁾。」

163. イタリアは、パナマの主張—差押命令での解釈上の存在理論と継続追跡への言及が示しているように、ノースター号が差し押さえられたのはイタリア領海内での活動が理由ではない—を否定する。イタリアによると、この言及は差押命令の主要部分を構成してはならず、この命令は明らかにイタリア領域内で行われた本件対象犯罪の訴追を根拠としている、という。イタリアは、

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

ノースター号が差し押さえられたのは公海上ではないという事実を付言した上で、次のように述べた。

「継続追跡 –そもそもこれは行われていないがそれはともかく– についていうと、イタリアがこれに言及していることから分かるように、イタリアは、国連海洋法条約111条における継続追跡権に従って公海でノースター号を拿捕するつもりであった。」

164. イタリアは、差押命令の根拠であるイタリア法の適用範囲は「厳格に領域内」である、という。これに関してイタリアは、イタリア刑法6条に言及する。これは、次のように規定する。

「第6条（イタリアの領域内で行われた犯罪）

- 1 イタリアの領域内で犯罪を行った者は、イタリアの法律に基づき処罰される。
- 2 犯罪を構成する作為若しくは不作為の全部若しくは一部がイタリアの領域内で行われたとき又はその作為若しくは不作為の結果がイタリアの領域内で生じたときは、その犯罪はイタリアの領域内で行われたものとみなされる。」

165. イタリアは、次のように主張する。

「本件対象犯罪の被疑者たちが無罪とされたのは、当該犯罪がイタリアの領域内で行われたのではないという理由によるのではない。司法機関が、当

12) 訳者注：1998年8月11日の差押命令の一部を再録した判決162項のこの記述と168項の対応する記述、171項の対応する記述、及び1999年1月18日の釈放拒否命令を再録した180項の対応する記述は、英文・仏文ともに同一ではないが（前2者は同一、前2者と171項は少し異なるだけであるが、前3者と180項の記述は大きく異なっている）、同じ事実を説明していて、また両命令文の原文も（差押え前か後かの違い以外は）恐らく同一と思われる。この162項、168項、171項及び180項は、それぞれの判決文の英語・仏語から意味を汲み取って、同一の日本語訳を用いることとした。

なお、この箇所に限らずこの事件の判決文（本案判決文・先決的抗弁判決文）全体において、イタリア政府が提出したイタリア語原文からの英訳の訳語が統一されていないだけでなく、訳語それ自体が不適當であったり意味不明な箇所も少なくない（本翻訳における判決28項脚注3）などを参照）。

「該犯罪の構成要件が被疑者たちの行動では満たされていないと判断したからである。」

イタリアによると、この事件は本案で無罪であった、という。イタリアは、もしイタリア裁判所が、イタリア検察官がイタリアの管轄権を域外行使したと判断したのなら、同裁判所は、当該犯罪はイタリアの司法権の範囲外の犯罪であることを理由に管轄権を否定していたはずである、と述べた。

* * *

166. さて、差押命令の実施を請求する囑託書では、本件事件に関連するノースター号に関する活動は次の要素からなる、としている。

- (1) 船舶用軽油が、イタリアの港で免税で購入され、ノースター号に積み込まれた。
- (2) ノースター号は、イタリアの領海の外で大型ヨットに燃料供給した。
- (3) その大型ヨットは、イタリアの港に戻ったが、その製品の所有の申告はなされなかった。

この第1の要素と第3の要素はイタリアの領域内で生じたのかも知れないが、第2の要素はイタリアの領海の外つまり公海で生じている。

167. さて、これから、差押命令とその実施が関係するのが、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪なのか、公海でノースター号が行った活動なのか、あるいはその両方なのか、を判断するため、差押命令とイタリア司法機関の他の関連文書を詳しく検討する。

168. 当裁判所は、まず第1に、差押命令の次の記述を検討する。

「刑法第81条第2項及び第110条、政令第504/95号の第40条第1項 (b) 及び第40条第4項、共和国大統領令第43/73号の第292条～第295条1項、並びに、法律第516/82号の第4条第1項 (f) の定めるところに従い、1997年に Savona 市において及びイタリアの他の港において行われた犯罪の嫌疑で ROSSI SILVIO 及び他の者を被告人として提訴された刑事手続を考慮して、
.....

複合的な捜査の結果、ROSSMARE INTERNATIONAL 社（代表者：

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

ROSSI SILVIO) は、継続的に多くの顧客に向けて鉱油（軽油と潤滑油）を販売していることが判明した。この鉱油は、同社が、イタリア（Livorno 市）と他の EU 諸国（Barcelona 市）の両方において税関倉庫で（船舶用品として）免税で購入したものであるが、それは同社がイタリアでこの鉱油を転売するためである。同社は、このようにして、関税と税金の支払いを回避した。この支払回避は、同社が事実上用船した石油タンカーを偽って利用することにより、及び EU 船舶に販売する製品についてその後に関税詐欺を行うことにより、行われている。

……

差し押さえられるべき船舶とイタリアの沿岸海域との間の現実の接触関係の存在は証明されており（航行報告に記されている観測記録により、また、地上で得られた書類により及び観測サービスにより）、彼らが計画した通りにイタリア領域内で密輸品を販売すると、関税法違反が生じることになる。」（下線部の強調は当裁判所による）

169. 上記の記述から明らかなように、差押命令が関係するのは、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪である。このことは、また、Savona 地方裁判所の検察官がスペイン当局に対し発した実施請求書（the Request）¹³⁾ だけでなく、イタリア司法機関の他の関連文書からも支持される。例えば、Savona 地方裁判所判決は、「物品が関税規則に違反して関税領域または領海に持ち込まれたのかどうかを確認するのは、国内管轄権である」、と述べる。

170. 当裁判所は、この差押命令がイタリアの領域内で行われた本件対象犯罪に関係していることに留意した上で、この命令が公海でノースター号が行った活動にも関係するかどうかを、決定しなければならない。

171. 当裁判所は、また、差押命令の次の記述に関心を持った。

13) 訳者注：この169項以前及び先決的抗弁判決では、文書を指すものとしては“the Request”の語は用いられておらず、“letter rogatory”の語が用いられていた（本判決166項や先決的抗弁判決141項以下）。しかし、判決169項以後は、“the Request”の語のみが用いられている。恐らくは同じ文書を指すものと思われるが、ここでは原語の違いに合わせて訳し分けた。

- 「一 ノースター号は、イタリア、フランス及びスペインの領海の外（主として監視接続水域内）に所在していること、及び、EU港にしか停泊しない大型ヨットに対しすぐに燃料を供給していること（いわゆる「沖合燃料供給」）、が明らかになっている。彼ら関係者らは、自身の意思で意図的に、免税が認められた用途とは異なる用途で当該製品（イタリアとスペインで購入され、その後、イタリア、フランス及びスペインの関税領域に秘密裏に再び持ち込まれた製品）を使用して、その後、当該製品はイタリア領域に確実に持ち込まれるが当該製品の購入者は税関申告書を作成しないことも、十分に知っていたのである。

……

上述の物の差押えはまた、次の事実から、国際水域つまり領海の外でありかつ監視接続水域の外で行われなければならないことに留意して、

- 一 差し押さえられるべき船舶とイタリアの沿岸海域との間の現実の接触関係の存在は証明されており……（イタリア刑法第6条及び国連海洋法条約（法律第689/94号で批准）第111条に基づく、いわゆる「解釈上の存在」）。

- 一 …… 接続する公海を当該外国船舶が繰り返し使用した目的はイタリアと欧州連合の金銭的利益に影響を及ぼすことだけであることが、判明した。」（下線部の強調は当裁判所による）¹⁴⁾

172. 差押命令のこれらの部分が示すように、この命令は、イタリアの領域内で行われた本件対象犯罪だけでなく、公海でノースター号が行った燃料供給活動にも、関係がある。特に、ノースター号の差押えもまた領海の外で行われなくてはならないと述べていて、また、解釈上の存在に言及していることから、この差押命令が対象としているのは公海での同船の活動であることが分かる。

173. 第2に、このことは、イタリアの司法機関の他の関連文書からも、支持される。特に、差押命令と同じ日に発せられた Savona 地方裁判所検察官からスペイン当局宛ての差押実施請求書は、この差押命令の内容と目的を明らかにしている。この実施請求書は、イタリア当局の捜査について次のように説明し

ている。

「1997年9月以降、Savona市の財務警察（租税犯罪及び関税犯罪の認定と訴追を主に担当する法執行機関）が、イタリアの領海線のすぐ近くで外国国旗を掲げる石油タンカーによる大型ヨットへの『沖合燃料供給』として知られる事態を徹底的に捜査してきた。」（下線部の強調は当裁判所による）

174. この実施請求書によると、Rossmare International社は「専ら外国で、ヨットへの燃料と潤滑油の卸売業を営んでいる」、という。この実施請求書では、イタリア当局が行った税務調査について、次のように記されている。

「そのため、1997年9月1日に上記会社に対し、課税のあらゆる観点から当該仲介業の適法性を調べる目的を追加して、税務調査が行われた。特に、

14) 訳者注：この差押命令文の再録は、元の差押命令文の一部抜粋であるだけでなく元の差押命令文の省略部分の箇所が正確でないこともあり、構成が非常に分かりにくくなっている。差押命令文の英訳は、イタリア答弁書附属書Iとして裁判所に提出されているが、これは公表不可（confidential）であるため、*ITLOS Pleadings 2019*, vol. 27, pp. 248 ff. に掲載されていない。そのこともあり、元の差押命令文と判決での再録文との齟齬を正確に把握することが困難である。以下の指摘は、差押命令の一部を再録したイタリア答弁書45～46項 (*ibid.*, pp. 191-192) 及びパナマ抗弁書295項 (*ibid.*, pp. 325-326) などの記述を繋ぎ合わせたものである。

この再録部分は、4つの段落から成る。判決文（英文・仏文いずれも）は、第2段落（「上述の物」から始まる段落）と第3段落（「差し押さえられる」から始まる段落）の間に省略部分を示す記号（“...”）があるが、差押命令文にはそこに省略部分はないため、ここでは判決文に付けられているこの記号を削除した。また、判決英文は、第3段落の冒頭に省略部分があるという記号があるが（仏文にはない）、差押命令文にはそのような省略部分はないので、ここではその省略部分は削除した。

他方で、判決文には表記がないが、差押命令文には第1段落と第2段落の間に省略部分がある。ここでは、“……”の記号を追加した。また、第1段落の冒頭は第3・第4段落と同じ記号（“—”）が付されているが、判決文にはその表記がない。ここではその記号を追加した。この記号が意味するところは、判決文の第2段落が「留意して」という文言で終わっているのに対し、第3段落と第4段落がこの第2段落の説明であり完成した文章となっているように、第1段落はその前の記述の説明という位置づけであると思われるが、第1段落の前の文面が確認できなかった。そういった構成であることを考慮して、これら4つの段落の位置関係は、第2段落を最も左側に置き、他の段落を少し下げて同じ位置に置いた。

最後に、下線部（判決ではイタリック体）の強調であるが、この強調部分は英語と仏語とで異なっている。この翻訳では英語に合わせた強調部分を記した。

この税務調査において、1997年に行われた沖合燃料供給活動が調査対象であった。調査の結果、この活動は ROSSI Silvio が主謀して詐欺的な犯行手口で行われたことが、判明した。……1997年の夏に、沖合燃料供給は、パナマの旗を掲げるノースター号により行われた。……」(下線部の強調は当裁判所による)

この実施請求書には、「沖合燃料供給」について、更に言及がなされている。

175. この実施請求書において公海でのノースター号の活動に更に言及がなされている箇所は、スペインの司法当局がこの船舶の船長に対して示した次の質問においてである。「あなたは、EUの港または国際水域において、あなたの船舶について、何回及びどの鉱油の供給を行ったのか」。

176. 差押命令とその実施が関係するのはイタリア領域内で行われた本件対象犯罪とノースター号が公海で行った活動の両方であるとする当裁判所の見解は、また、この実施請求書の関連活動の犯行手口の以下の記述からも、支持される。

「当該燃料供給活動は、次のようにして行われた。

a) ノースター号は、4度(GIBRALTAR市、LIVORNO市、BARCELONA市及び再びLIVORNO市)にわたり、船舶用軽油を積み込んだ。書類によると、この石油製品を、ノルウェー会社である『ARJA社』と『SCANDINAVIAN BUNKERING社』が購入し、両社からNORMARITIME BUNKER社(LA VALLETTA市(マルタ)、BORGHEIM SHIPPING社—SHIPBROKERS—気付け、私書箱76 N-3140 BORGHEIM市)に売却された¹⁵⁾。これらの積み込み作業のうち、イタリアの港で行われたものは、正確に判明している。特に、1997年6月28日と1997年8月12日に、NORMARITIME社は、ROSSI Silvio(NORMARITIME社とBORGHEIM SHIPPING社の代理人であると自称)を通じて、総計184万4,000リットルの船舶用軽油

15) 訳者注：GIBRALTAR市はイギリス(スペインに隣接したイギリスの海外領土)、LIVORNO市はイタリア、BARCELONA市はスペイン、BORGHEIM市はノルウェー、にある。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

を Livorno 港で購入しノースター号に積み込んだ。船舶用軽油は、同船の船舶用品の用途とするとの申告であったため、税金が免除された。

- b) LA VALLETTA 市（マルタ）の NORMARITIME BUNKER 社は、Liguria 州西海岸沖のイタリアの領海線のすぐ近くでノースター号を用いて、免税で購入した軽油の取引を行った。この軽油は、主として、EU 旗を掲げる大型ヨットに供給するためのものであり、これは、ROSSMARE INTERNATIONAL 社の仲介で行われた（同社は、あらゆる供給製品の注文の『御用聞き』として行動した）。
- c) 供給された製品の送り状の作成は、ROSSMARE INTERNATIONAL 社が行った。同社は、種々のヨット所有者に送り状を発行せず、上記のノルウェー会社¹⁶⁾に虚偽の送り状を発行している。このノルウェー会社は、いわゆる『租税回避地』（ケイマン諸島など）に事務所を登録しているペーパーカンパニーに物品を販売したことを、証言している。関係のあるヨット所有者の多くは、この問題についての質問に対し、彼らが自国の港を離れたのは燃料の積込みが唯一の目的であること、また彼らは直ちに港に戻ったがその製品の所有を申告しなかったことを、記録された陳述で認めている。」

ノースター号は、このような手口で、実施請求書に記されたような計画に基づき、「国際水域」の場所に位置したのである。

177. 犯行手口のこの記述が示しているように、差押命令とその実施が関係するのは、前述166項で述べたノースター号に関係する活動の3つの要素すべて、である。したがって、差押命令とその実施は、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪とノースター号が公海で行った燃料供給活動の両方に、関係する。また、この記述が示しているように、公海での燃料供給活動は、この犯行手口の不可分の一部を構成している。

178. 第3に、差押命令の内容とその目的を更に明らかにするため、イタリア

16) 訳者注：ノルウェー会社は3社記されているが、判決原文は単数形であり、どのノルウェー会社か分からない。

司法機関の他の関連文書を取り上げよう。1998年9月24日のイタリア Savona 市の財務警察による犯罪調査は、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪だけでなく、ノースター号が公海で行った燃料供給活動も、取り扱っている。この調査には、次の記述がある。

「[1997年] 9月1日に、Rossi Silvio を代表者とする Rossmare International 社に対し、租税法令の遵守を確認するため総合税務調査が開始された。同社は、Savona 市 Piazza Rebagliati 1/4をその住所とし、専ら外国で、レジャー用船舶への油と潤滑油の卸売業を営んでいる会社である。

……

入手した証拠書類に基づいて行われた捜査の結果、この会社は、レジャー用船舶に供給する石油製品の国際取引活動を行っていることが、判明した。

……

上記の国際取引活動もまた、その年の夏の数ヶ月の間、国際水域に位置するタンカーによって、行われた。この活動が行われた水域はイタリア Sanremo 市海岸から20カイリの場所であり、その活動は、レジャー用船舶（ヨーロッパの船舶か非ヨーロッパ船舶かを問わない。）に免税の燃料油を供給するために行われたものであった。

……

この沖合燃料供給活動は、パナマ国旗を掲げるノースター号（旧船名：ノースサプライ号（NORSUPPLY））として知られる船舶を用いて、行われた。

……

この燃料供給活動は、次のようにして行われた。

……

b) La Valletta 市（マルタ）の Nor Maritime Bunker 社は、発動機船ノースター号を用いて、Sanremo 市沖合の国際水域で、免税で購入した油の取引を行った。これは、ヨーロッパのレジャー用船舶に供給するためであり、ROSSMARE INTERNATIONAL 社の仲介によるものであった。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

……

（その後、）この製品は、ノースター号（旧船名：ノーサプライ号）に積み込まれ、Sanremo 市沖合の国際水域に運ばれ、EC 船舶への燃料として供給された。これらの船舶は、船舶用の燃料油に課される税金を支払うことなくこれを購入し、したがって密輸犯罪を行った。……」

179. 第4に、Savona 地方裁判所検察官による1999年1月18日の「没収物品の釈放を拒否する命令」は、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪だけでなく、ノースター号が公海で行った燃料供給活動も、取り扱っている。犯行の証拠 (*fumus commissi delicti*) の存在について、この命令は、「特に、ノースター号がイタリア領海の外に位置していて、ヨーロッパの港に向かうヨットに燃料を供給した」、と記している。

180. このことはこの命令の下記の記述にも、示されている。

「当該船舶とイタリアの沿岸海域との間の現実の接触関係の存在は証明されており、……彼らが計画した通りにイタリア領域内で密輸品を販売すると、関税法違反が生じることになる（イタリア刑法第6条及び国連海洋法条約第111条に基づく、いわゆる「解釈上の存在」）。

……

上記の国際規則が想定したこの接触関係は、先に要約したように、捜査により明らかにされた。公海で外国船舶を繰り返し利用した唯一の目的は、イタリアと EU の財政的利益に損害を与えることであった。

……

この規則の適用要件は、母船（つまり差し押さえられた船舶）が、接続水域内に位置する他の船舶と共同して作業を行っていること、である。本件事件では、母船は上述の犯罪目的のために国際水域に位置していた。」

181. 第5に、Savona 地方裁判所の判決もまた、この点を説明している。判決の第1部で、本件対象犯罪について次のように記述している。

「特に、ROSSMARE INTERNATIONAL 社の所有者である ROSSI 氏は、石油製品と潤滑用製品の卸売活動を行い、また特に国際水域においてレ

ジャー用船舶にディーゼル燃料と潤滑油を供給した。

……

上述の者たち全員が行った詐欺行為は、次のものである。すなわち、彼らは、事実上 MORCH が率いる会社から当該タンカーを用船し、イタリアの領海を少し超える場所に同船を停泊させて、レジャー用船舶にディーゼル燃料を定期的に供給する。これらレジャー用船舶は、イタリアの港にのみまたはいずれにせよ EU 構成国の港にその燃料を荷揚げする。彼らは、その製品の用途を知った上での供給である。]

182. Savona 地方裁判所は、その判決理由を次のように記している。

[この行動の本質的要素は、非 EU 国においてあるいはイタリアその他の EU の港であって関税免除制度の下で購入された石油製品が、イタリア領海外での船舶への燃料供給のために用いられることにある。

……

同船はイタリアの領海線のすぐ近くの間際水域に位置して別の船舶に燃料供給を行い、その別の船舶が税関申告を行うことなくイタリア領海内と関税領域内にその燃料を持ち込む。Rossi 氏は、そのことをはっきりと認識していた。

こういった考察に照らすと、燃料を購入して、これを領海線の外側でレジャー用船舶に積み込み、その後その燃料を領海に持ち込むという状況において、その燃料購入は、その燃料が関税領域内で消費されないあるいは陸地に荷揚げされない限り、輸入関税の支払いに服すことはない。

したがって、沖合での燃料供給を手配した者が誰であれ、何ら犯罪行為は行われていない。このことは、イタリア沿岸に向かって航行するレジャーボートでそのディーゼル油が使用されることをその者が知っていても、変わらない。

こういった所見に照らすと、何らかの刑事責任を問うに先立ち、供給物の提供がどこで行われたのかについて事前審査が必要である。なぜなら、もしイタリア領海線の外側でこれが行われたなら、本件対象犯罪のいずれ

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

も現実には存在しないからである。

検察官の主張によると供給物の提供は常に沖合で行われたことが明らかであるから、本件対象犯罪は実行されておらず、したがって被告人たちは無罪である。」（下線部の強調は当裁判所による）

183. この Savona 地方裁判所判決は、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪だけでなく、公海でノースター号が行った燃料供給活動も、取り扱っている。実際のところ、この裁判所は、当該船舶が燃料供給活動を行った場所はイタリアの領海の限界の外であると認定しており、この認定により、何ら犯罪は行われておらず、被告人たちは無罪であり、ノースター号の差押えを取り消す、という結論となった。

184. 第6に、2003年8月18日に Savona 地方裁判所判決に対し検察官が控訴したが、この控訴状もまた、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪だけでなく、公海でノースター号が行った燃料供給活動も、取り扱った。この控訴状には、例えば次の記述がある。

「したがって、このタンカーはイタリア領海の外に位置して定期的にレジャー用船舶に供給を行い、そのレジャー用船舶は EU の港にのみ入港した。彼らが販売した製品には、このようにして、彼らが免税で入手した用途とは別の用途が意図的に与えられたのである。……

公海でのレジャー用船舶への燃料供給を手配する者はそのレジャー用船舶の所有者がイタリアの港に向かうことを知っていても犯罪を行ったとはいえないという主張は、同じ裁判官が以前示した考えと、完全に矛盾するのである。」

185. 第7に、Genoa 控訴院判決は、Savona 地方裁判所判決を支持して、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪だけでなく公海でノースター号が行った燃料供給活動も、取り扱った。この控訴院判決は、特に次のように述べている。

「このことから、次のことが導かれる。まず、レジャー用船舶が船舶用品として利用する目的で領海の限界の外側で燃料を購入し、その後に領海内に燃料を持ち込む場合、その燃料が関税領域内で消費されないまたは荷揚げ

されていない限り、レジャー用船舶による燃料の購入に対し関税の適用はない。次に、公海で燃料供給を行った者は、何ら犯罪を行ってはいない（その軽油をイタリア沿岸に向かうレジャー用船舶が利用することを十分に知っていたとしても、そうである）。第3に、この軽油（公海上で販売または積み替えられたもの）が船舶用品として物品税（excise duty）の支払いを免除されて購入されている場合には、政令第504/95号の第40条第1項c)が定めこの規定に基づき処罰される犯罪を確証する可能性は、全くない（このような物品は、当該船舶が出港したときあるいは領海の限界を越えたときに、外国の物品とみなされるから。）」（下線部の強調は当裁判所による）

186. 以上より、当裁判所は、この差押命令とその実施が関係するのは、イタリアの領域内で行われた本件対象犯罪と公海でノースター号が行った燃料供給活動の両方である、と認定する。また、証拠が示すように、公海でノースター号が行った燃料供給活動は、事実上、差押命令とその実施が対象とする活動の不可分の要素を構成するだけでなく活動の中心的な要素をも構成する、と認定する。

187. したがって、当裁判所は、海洋法条約87条は本件事件に適用可能である、と結論づける。87条が適用可能でありその違反があったかどうかは、特に、87条の規定する航行の自由をどう解釈し本件事件に適用されるか、に依る。

3. 海洋法条約87条1項と2項

188. ここでは、海洋法条約87条が適用可能かどうか、また、これが肯定される場合イタリアはこの規定に違反したかどうか、の問題を検討する。

189. パナマは、イタリアは海洋法条約87条1項に違反したと主張するのに対し、イタリアは、本件事件においてこの規定は適用されず当然違反もないと主張する。これに関して両当事国の見解が異なるのは、条約87条1項における航行の自由の意味と範囲についてである。特に、両国の見解が異なるのは、(a) 航行の自由が適用される場所、(b) 航行の自由の侵害を構成するもの、及び、(c) 航

行の自由は、沿岸国が自国の刑法と関税法を公海に域外適用することを禁止するものであるかどうか、である。また、(d) イタリアの国内裁判所の判断が本件事件に関連するかどうかについても、見解が異なる。更に、(e) 条約87条2項が定める妥当な考慮義務の違反についても、見解が異なる。以下、これらの争点について両国の主張を順次検討する。

190. まず、(a) 航行の自由の範囲についてであるが、パナマは、海洋法条約87条における航行の自由は「航行の自由それ自体に付随し、関係しまたは含まれるすべての活動及び権利」を含む、と主張する。したがって、パナマは次のように述べる。

「公海の地位に合致せず、かつ、他国の権利または深海底の取得の主張を伴わない活動は、海洋法条約の特別規則が禁止しない限り、許容されるべきである。」

パナマは、「ノースター号による他の船舶（他国の船舶を含む。）への軽油の供給は、航行の自由の自由の範囲に該当する」、と主張する。

191. パナマは、船舶は「時間と場所を問わずまた停泊中であっても」航行の自由の権利を享有する、と主張する。パナマによると、船舶が港内にあることは、航行の自由（「公海に向けて航行する自由」を含む。）を享有する権利に影響を及ぼさない。「航行の自由は、公海を横断する権利だけでなく、公海に出入りする権利をも、意味する」。パナマによると、この航行の自由はもし港内の船舶がすでに公海にある船舶と同じ保護を享有し得ないのならほとんど意味をなさない、という。

192. パナマは、ルイザ号事件と本件事件との違いを指摘する。ルイザ号事件で、海洋法裁判所は、海洋法条約87条は、法的手続により抑留されている船舶に対し同船が港から離れ公海に出入りする権利を与える規定である、と解釈することはできないと述べた¹⁷⁾。ルイザ号が拿捕された（arrested）のはスペイン領海内での行動が理由であったのに対し、ノースター号の差押え（arrest）

17) 訳者注：2013年ルイザ号事件本案判決109項。

は公海での活動が理由である。パナマは、87条の関連性は、差押えの場所ではなく、本件対象行動が行われた場所に基づかなくてはならない、と主張する。

193. 次に、パナマは、(b) 航行の自由の違反を構成するものについて、他国が享有する航行の自由を妨害する措置は、現実には公海において行われる干渉(interventions)¹⁸⁾に限られず、「船舶が公海に戻ろうとすることを妨げる目的で港内の船舶を不法に差し押さえる措置」の形で現れることもある、と主張する。

194. パナマは、イタリアの見解—海洋法条約87条が適用されるのは公海における物理的な干渉(interference)がある場合のみであり、船舶が港内で差し押さえられる場合には適用されない—に、反対する。パナマは、次のように述べる。

「パナマの考えと正反対の考えは、沿岸国が、公海で行われた活動を理由に港内の船舶の差押えを命じていながら—この場合その活動は完全に適法である—、これは87条違反とはならない、なぜなら87条違反は公海で実施された差押えのみを対象とするからである、とするものである。この場

18) 訳者注：判決文では、パナマの主張におけるこの箇所のみ intervention の語が用いられていて、判決194項以下では interference の語のみが見られる。一般国際法上は、内政不干涉(non-intervention)の文脈で、intervention と interference の語が区別して用いられる(1970年友好関係原則宣言 I 第3原則参照)。他方、このノースター号事件での議論は、外国船舶への intervention ないし interference とはいえない措置が87条の航行自由の侵害に該当するかどうかであり、パナマの主張のこの intervention が interference と区別される概念なのかどうかは判決文からは分からず、むしろ同じ意味で用いているように見受けられる。

裁判所自身の見解では、interference の語のみが用いられている(222項以下)。海洋法条約本体では、intervention の語は用いられておらず(附属書Ⅵで裁判手続における第三者参加の文脈で用いられている(31条以下))、公海自由との関係では、111条(臨検の権利)1項で、acts of interference(「干渉行為」)の語が見られる。この111条1項が示すように、この interference は航行自由の侵害を構成する。そのため、本件事件において、interference に至らない措置でも航行自由の侵害になりうるかが、争点となった。

ここでは、その公定訳に合わせ、interference に「干渉」の訳を用いる。この判決193項のパナマが用いる intervention は文脈から interference と同義に用いていると思われることから、これも同じく「干渉」と訳すこととする。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

合、事実上、沿岸国は、航行の自由に関する87条を回避することができ、船舶が入港するのを待ってから船舶を差し押さえることによって、87条を回避して船舶を差し押さえる権利を自由に濫用することができることになる。……これが、パナマと正反対の考えである。」

195. パナマは、ノースター号が行った唯一の活動は、公海で他の船舶に燃料供給を行ったことである、という。したがって、パナマの見解では、イタリアの海洋法条約87条違反は、適法な活動を行ったことを理由に当該船舶を不適切に差し押さえたことである、と主張する。

196. 第3の(c)域外管轄権の行使について、パナマは、「国は、自国の領土または領海を越えて、立法管轄権または執行管轄権を有することはない」、という。パナマによると、海洋法条約87条は、イタリアが自国の関税法令を公海にまで適用を及ぼすことを、禁じている。パナマは、「もし国が公海で行った活動を理由に他国の船舶に法を適用しこれを差し押さえることができるのなら、公海の自由の考えは無意味となる」、という。そのため、パナマは、次のように主張する。

「イタリアが、公海で行われた適法な活動を理由に、差押命令とその実施請求を行ってノースター号に対し刑事管轄権と租税管轄権を行使したことは、イタリア領域外の水域にあるノースター号に対する旗国パナマの排他的管轄権に、直接に抵触する。」

197. パナマは、また、「旗国であるパナマの排他的管轄権の原則は、特に、海洋法条約92条、97条1項及び3項に由来する」、という。パナマの見解では、したがって、イタリアは、公海においてパナマ¹⁹⁾が行った燃料供給活動を理由に刑事管轄権及び租税管轄権を行使したため、「イタリアは、条約92条、97条1項及び同3項にも違反した」、という。

198. 第4の(d)についてであるが、パナマは、イタリア裁判所の判断を重視する。すなわち、「Savona 地方裁判所は、ノースター号が燃料供給した時の

19) 訳者注：正確には、「パナマ」ではなく、「パナマ船」（＝ノースター号）であろう。

の行動」である、と主張する。

203. イタリアは、航行の自由は海洋のどの場所で行われるかと関係なく船舶が享有する権利であるとするパナマの主張に、反対する。イタリアの見解では、航行の自由は、すべての海域ではなく公海において、国が享有する権利である。イタリアは、「差押命令が実施された時、当該船舶はスペインの内水にあり、したがって同船は87条1項における航行の自由の権利を享有していなかった」、という。イタリアはまた、航行の自由は公海への出入りの自由を含むとするパナマの見解について、争っている。イタリアによると、海洋法裁判所は、ルイザ号事件判決で、87条が適用されるのはすべての海域に対してではなく公海と条約58条に基づき排他的経済水域に対してであることを確認した、という。

204. イタリアは、パナマがルイザ号事件と本件事件を区別したことに対し、否定的に見る。本件事件でイタリアの検察当局が焦点を当てたのは、イタリア内で行われた本件対象犯罪である。イタリアによると、パナマは、この事実を無視して、本件対象犯罪が行われた場所の観点から両事件を区別しようとしたが、その区別は関連性を持たない。なぜなら、航行の自由は、「すべての船舶に認められた、公海に出入りする絶対的な権利」を含まないからである。イタリアは付言して、差押命令が発せられこれが実施された時、ノースター号は継続してかつ中断することなくスペインの内水にあり、航行の自由を行使する地位になかった、という。イタリアは、その結果、「パナマとの関係では、87条1項の違反は生じえない」、と主張する。

205. 第2の (b) 航行の自由の侵害を構成するものについてであるが、イタリアは、航行の自由が侵害される典型的な状況とは、「国が、公海において外国船舶の航行に対して、その船舶の通航に対し強制措置によってまたは他の何らかの物理的干渉によって、干渉する」²⁰⁾ ような状況である、という。また、「強

20) 訳者注：「干渉」の語が2つ重なっていて（仏語も同じ）、文意が掴みにくい。原文では「強制措置」と「物理的干渉」が並列の関係にあり、原文通りに訳した。なお、この文は、イタリアの口頭弁論ではなくイタリア答弁書80項 (*ITLOS Pleadings, supra note 13, p. 200*) からの引用である。

制措置に至らない行動でも87条1項に違反することはありうるが、本件事件ではそのような措置は行われていない」。イタリアの見解では、「航行の自由は、まずは、強制措置からの自由と解されるべきである」、という。

206. イタリアは、口頭弁論において、強制措置に至らない行動について、その主張を拡げた。すなわち、「強制措置に至らない行為が87条の観点から関連性を有しうる」のは、その行為が「萎縮効果(chilling effect)」をもたらすときである。この点について、イタリアは、その一例として、「国内法で立法管轄権の域外行使を認め、したがって公海での一定の行為の犯罪化を認める」ような場合を、挙げる。「域外適用を認める法律が適用されて、船舶が自制して当該海域を航行しない」場合は、87条の観点から関連性がありうる。しかし、イタリアによると、差押命令とその実施請求は、秘匿されていて知られていなかったし知りようもなかったから、これらが対象とする者に萎縮効果をもたらすことはなかった。したがって、本件事件において、公海でのノースター号の航行への干渉は存在せず、したがって、海洋法条約87条1項違反はない、という。

207. 第3の(c)管轄権の域外行使について、イタリアは、立法管轄権を域外に及ぼすことは、海洋法条約の他の規定(例えば89条)により禁止されうるとしても、条約87条の観点からは禁止されていない、と主張する。イタリアの見解では、仮にイタリアが立法管轄権の範囲を域外に及ぼすとしても、「航行の自由への具体的な干渉がないときは、この行動は87条の違反にはならない」、という。また、海洋法条約の他の規定も同様に、公海上の船舶を沿岸国の管轄権の域外行使から保護しているが、その域外行使が航行の自由への干渉であるかどうかを判断する必要はない。イタリアは、その規定の例として、条約92条を指摘する。

208. イタリアは、「域外行使は87条違反を評価する基準ではない」、と主張する。イタリアによると、87条が関係するのは、域内行使か域外行使かではなく、「航行への干渉であり、それに尽きる。本件事件において、航行への干渉は、いかなる形態においても、軽微なものを含め一切行われていないのであ

る」、という。

209. 第4の(d) イタリアの国内裁判所の判断について、イタリアは、差押命令はイタリア裁判所から違法だとは認定されていない、という。また、イタリアは、Savona 地方裁判所はこの命令の適法性について何も述べていない、という。

210. イタリアはまた、裁判所のこれらの判断と本件事件との関連性を否定する。イタリアの見解では、海洋法条約87条における船舶差押えの適法性は、87条の要件に基づいて、つまりその差押えが船舶の航行の自由に干渉するかどうかに基づいて、評価しなくてはならないのであって、「本件対象犯罪が実際に行われたと事後的に認定されるかどうかというプリズムを通して」評価すべきでない、という。船舶の差押えは、本件対象犯罪が実際に行われたと認定される場合ですら、87条違反となることがある。同様に、イタリア裁判所が差押命令をイタリア法上違法である宣言した場合でも、そのことは、国際法の違反があったことを意味するわけではない。イタリアは、国が捜査を行ってその結果最終的に被告人が無罪となった場合であってもその国がその捜査について国際的に責任があるとされるなら、「それは、犯罪について捜査し訴追する各国の主権的権利に対する耐え難い干渉である」、と主張する。

211. 最後に、(e) 海洋法条約87条2項違反について、イタリアは、この規定に基づき他国の権利に妥当な考慮を払う義務が課されるのは、87条1項の航行の自由を行使する国である、という。イタリアは、本件事件において条約87条1項と航行の自由を援用するのはパナマであり、したがって、条約87条2項に基づく妥当な考慮の義務が課されるのはパナマであってイタリアではない、と指摘する。したがって、イタリアは、条約87条2項に違反していない、と主張した。

* * *

212. さて、ここでは、海洋法条約87条が適用されるのかどうか及び本件事件においてその違反があったのかどうかを、検討する。この点について、当裁判所は、前述122項で、本件紛争についての裁判所の管轄権は、差押命令とそ

の実施請求だけでなく、ノースター号の差押えと抑留にも及ぶ、と認定している。また、前述186項で、差押命令とその実施が関係するのは、イタリア領域内で行われた本件対象犯罪と公海でノースター号が行った燃料供給活動の両方である、と認定した。この点について、当裁判所は、イタリアが、自国領域内で行われた本件対象犯罪に関係する者を捜査し訴追する権利を、問題としない。当裁判所が関心を持つのは、公海におけるノースター号の活動に関するイタリアの行動である。

213. 海洋法条約87条は、次のように規定する。

〔第87条(公海の自由)

1 公海は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、すべての国に開放される。公海の自由は、この条約及び国際法の他の規則に定める条件に従って行使される。この公海の自由には、沿岸国及び内陸国のいずれについても、特に次のものが含まれる。

(a) 航行の自由

(b) 上空飛行の自由

(c) 海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由。ただし、第6部の規定の適用が妨げられるものではない。

(d) 国際法によって認められる人工島その他の施設を建設する自由。ただし、第6部の規定の適用が妨げられるものではない。

(e) 第2節に定める条件に従って漁獲を行う自由

(f) 科学的調査を行う自由。ただし、第6部及び第13部の規定の適用が妨げられるものではない。

2 1に規定する自由は、すべての国により、公海の自由を行使する他の国の利益及び深海底における活動に関するこの条約に基づく権利に妥当な考慮を払って行使されなければならない。〕

214. 海洋法条約87条は、公海はすべての国に開放される、と宣明する。また、公海の自由も宣明し、その自由の行使にあたり妥当な考慮の義務を定めている。

215. 当裁判所の見解では、公海の法的地位はいくつかの意味を持つ。公海

はすべての国に開放されているから、公海のいずれの部分も国の主権の下に置かれぬ。この考えは、条約89条で定められている。この規定は、「いかなる国も、公海のいずれかの部分をその主権の下に置くことを有効に主張することができない」、と定める。

216. 公海は開放され自由であるという公海の地位からもたらされる別の帰結は、例外的な場合を除き、いかなる国も公海において外国船舶に対し管轄権を行使することができない、というものである。もし、航行の自由を行使するための主要な手段である船舶が公海において他の国の管轄権の下に置くことができるとなると、航行の自由は幻想的なものになってしまう。常設国際司法裁判所(PCIJ)は、ローチュス号事件判決において、次のように述べた。

「国際法が定める特別の場合を除き、公海上の船舶が、その旗を掲げる国以外の権限に服すことはないのは、確かである。海洋の自由の原則、つまり公海への領域主権の不存在の原則に照らすと、いずれの国も、公海上の外国船舶に対しいかなる種類の管轄権も行使することはできない。」(下線部の強調は当裁判所による)

(判決第9号、1927, PCIJ, Series A, No. 10, p. 25)

217. この原則は、海洋法条約92条に明確に反映されている。この規定は、「船舶は、1の国のみの旗を掲げて航行するものとし、国際条約又はこの条約に明文の規定がある特別の場合を除くほか、公海においてその国の排他的管轄権に服する。」、と定める。

218. 当裁判所の見解では、公海に対する主権の行使の主張は有効でないとする考えと公海における旗国の排他的管轄権の考えは、公海が開放され自由であるという公海の法的地位に内在するものである。したがって、海洋法条約87条を解釈する際には、条約の89条と92条に依拠することができる。パナマはその請求訴状で92条を援用していないが、だからといって、当裁判所が本件事件において条約87条の違反があったかどうかを判断するに当たり92条を検討することが、妨げられることはない。

219. さて、まず、公海での燃料供給が航行の自由に該当するかどうかを、検

討しよう。これに関して、両国は、公海でのかかる活動の適法性については争っていない。当裁判所は、バージニア G 号事件で、次のように認定した。「排他的経済水域で漁獲を行う外国船舶の燃料補給 (bunkering) は、関係沿岸国が規制することができる活動である。もっとも、海洋法条約に特段の定めがないその他の燃料供給活動については、沿岸国はそのような権限を持たない。」(バージニア G 号事件 (パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 70, para. 223)。当裁判所の見解では、公海における燃料供給 (bunkering)²¹⁾ は公海自由の一部であり、海洋法条約及び他の国際法規則が定める条件に基づいて行使されるものである。したがって、当裁判所は、公海においてノースター号が行ったレジャー用船舶への燃料供給は、条約87条における航行の自由に該当する、と認定する。

220. そのことを踏まえて、当裁判所は、(a) 航行の自由が適用される場所の問題について検討する。海洋法条約は、詳しく航行の制度について規定した。外国船舶が享有する航行の権利は、海域により異なる。航行の自由は、公海と、条約58条1項の定めるところに従い排他的経済水域にも、適用される。

221. 国は、自国の内水において主権を行使する。外国船舶は、海洋法条約または他の国際法規則が別に定めない限り、内水において航行の権利を持たない。航行の自由を、港から離れ公海に入る権利を含むと解釈すると、内水の法制度に合致しない。したがって、当裁判所は、パナマの主張、つまり条約87条における航行の自由は「公海に向かって航行する」権利を含み、船舶は沿岸国の港にいる場合であっても航行の自由を享有するという主張を、受け入れることができない。

222. 次に、(b) いかなる行為が海洋法条約87条における航行の自由の違反を

21) 訳者注：判決文では、燃料を供給する行為についても供給を受ける場合についても、同じ bunkering の語が用いられている。本翻訳では、明らかに供給を受ける状況を指すときは「燃料補給」と訳し、供給する行為及びいずれか明白でない場合について「燃料供給」と訳した。この訳し分けについて、佐古田彰【資料】国際海洋法裁判所『バージニア G 号事件』2014年4月14日判決(2)【西南学院大学法学論集】54巻2号(2022年)104頁脚注9参照。

構成し得るかの問題を検討する。いかなる国も公海において外国船舶に対し管轄権を行使することができないから、当裁判所の見解では、公海における外国船舶の航行への干渉行為つまり公海における外国船舶に対する管轄権のいかなる行使も、条約または他の国際条約により正当化されない限り、航行の自由の違反を構成する。言うまでもなく、公海における外国船舶の航行への物理的な干渉は、航行の自由を侵害する。

223. しかし、[(c) についてであるが、] 公海において物理的な干渉または執行を伴わない行為であっても、航行の自由の違反を構成することはありうる。この点について、イタリアは、公海における執行に至らない程度の行為は、それが「萎縮効果」をもたらすときは、海洋法条約87条の違反に関連性を持つ可能性を、認めている。ただ、イタリアは、本件においてこの萎縮効果はもたらされていない、なぜなら差押命令は知られていなかったし知りようもなかったからである、という。

224. 当裁判所の見解では、萎縮効果をもたらされたかどうかは、関係がない。このような効果の有無に関わらず、公海における外国船舶の活動を旗国以外の国の管轄に服させるいかなる行為も、海洋法条約または他の国際条約で明文で規定する例外的な場合を除き、航行の自由の違反を構成する。イタリアが公海においてノースター号の燃料供給活動に自国の刑法と関税法を適用したことは、萎縮効果の有無に関わらず、海洋法条約87条における航行の自由の侵害を構成する。

225. 前述216項、217項及び218項で述べたように、旗国の排他的管轄権の原則は、海洋法条約87条における航行の自由の内在的構成要素である。この原則は、旗国以外の国が公海で執行管轄権を行使することだけでなく、公海において外国船舶が行う適法な活動に立法管轄権を及ぼすことも、禁止する。したがって、当裁判所は、イタリアの主張、つまり87条は域内適用か域外適用かと関係なく航行への干渉に関係するのであり域外適用は87条違反を評価するための基準ではないという主張を、受け入れることができない。その逆に、もし国が公海に対し自国の刑法と関税法を適用して公海における外国船舶が行

う活動を犯罪化する場合、これは、海洋法条約または他の国際条約により正当化されない限り、海洋法条約87条の違反を構成することになる。このことは、国が公海において自国法を執行しない場合であっても、変わらない。

226. 本件事件でのイタリアの中心的な主張は、差押命令が実施されたのは公海上ではなく内水であるから、海洋法条約87条は適用されずもちろんその違反もない、というものである。当裁判所は、この主張に納得しない。当裁判所は、実施の場所は87条の適用ないしその違反の評価に関係する、と考える。しかし、実施場所はこの点についての唯一の規準ではない。イタリアの主張と異なり、実施が内水で行われた場合であっても、87条はなお適用可能であり、もし国が自国の刑法と関税法を公海における外国船舶の活動に域外的に及ぼしその活動を犯罪化するときは、87条の違反はありうる。これはまさに、イタリアが本件事件で行ったことである。したがって、当裁判所は、海洋法条約87条1項は本件事件において適用可能であり、イタリアは、公海に自国の刑法と関税法を及ぼし、差押命令を発し及びスパイン当局にその実施を請求した一後にスペインはこれを実施した一ために、ノースター号の旗国であるパナマが87条に基づき享有する航行の自由を侵害した、と認定する。

227. ここで、(d) イタリアの国内裁判所の判断が本件事件において関係があるかどうかの問題を検討する。

228. 本件事件における当裁判所の任務は、イタリアが、ノースター号に対する差押命令とその実施により、海洋法条約に基づきパナマに対して負う義務に合致して行動したかどうか、を判断することである。他方、イタリアの裁判所の任務は、本件対象犯罪である密輸と税金詐欺がイタリア法上犯されたかどうか、を判断することである。これら2つの任務は、別のものであり互いに独立している。イタリア裁判所がイタリア法上何ら犯罪は行われていないと判断したことは、ノースター号の差押えが海洋法条約上違法であることを、必ずしも意味するものではない。

229. しかしながら、当裁判所の見るところ、イタリア裁判所の判断は本件事件の事実を説明するに有用であろう。PCIJは、ポーランド領上部シレジア

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決(2)

におけるドイツ人の利益に関する事件で、次のように述べた。

「国際法の観点から及び国際法の機関である当裁判所の観点からいうと、国内法は、判決あるいは行政措置と同じく、国の意思を表明し国の活動を構成する単なる事実に過ぎない。」

(ポーランド領上部シレジアにおけるドイツ人の利益に関する事件、本案判決第7号、1926年、*PCIJ Series A, No. 7*, p. 19)

230. 以上より、当裁判所は、イタリアは、Savona 地方裁判所検察官によるノースター号に対する差押命令、その実施請求及び当該船舶の差押えと抑留により、海洋法条約87条1項に違反した、と結論付ける。

231. 当裁判所が最後に扱う争点は、(e) イタリアが海洋法条約87条2項に基づく妥当な考慮義務に違反したとするパナマの主張についてである。この規定は、公海の自由を行使する国に、妥当な考慮義務を課している。本件紛争は、ノースター号に関するパナマによる航行の自由の行使に関係している。イタリアの航行の自由の行使に関しては、紛争はない。したがって、妥当な考慮義務についてのイタリアの違反の問題は、生じえない。したがって、当裁判所は、海洋法条約87条2項は本件事件において適用されない、と認定する。

VII. 海洋法条約300条

1. 海洋法条約300条と87条の関係

232. ここでは、海洋法条約300条に関するパナマの請求について、検討する。

233. 当裁判所は、先決的抗弁判決132項で、次のように述べた。「当裁判所は、イタリアが条約87条により負う義務を誠実に履行したかどうかの問題が生じている、と考える。したがって、当裁判所の見解では、条約300条は本件事件と関連性を有する。」(ノースター号事件(パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 74, para. 132)。

234. 前述126項で述べたように、両国は本件裁判における当裁判所の管轄権

は海洋法条約87条に関係する300条の違反に限定されることについて意見が一致しているが、300条に基づきパナマが提起しているいくつかの請求が87条に関係するかどうかについては、意見が一致していない。

235. パナマのそれぞれの請求を検討するに先立ち、海洋法条約87条と300条の関係性についての両国の主張を、取り上げよう。

236. まずパナマは、「イタリアは海洋法条約87条に基づく義務を履行していないから、300条を援用することができる」、と主張する。また、「イタリアの不誠実と権利濫用についてのパナマの請求は、87条が保護する自由航行の妨害から生じるものである」。パナマによると、「イタリアの差押命令がノースター号の自由航行の権利を害していないとするなら、不誠実違反を申し立てることはなかった」、という

237. パナマは、「海洋法条約87条を解釈するため信義誠実の概念を用い及びこの概念と300条を関係づけることは、決定的に重要である」、と主張する。そして、当裁判所に対し、「87条を有効性の原則 (principle of *effet utile*) に照らして広く解釈して、ノースター号の具体的な状況において信義誠実の観点から、87条の重大な違反を認める」よう、要請する。この点について、パナマは、自身の主張を支えるため、当裁判所の判決、ICJの判決及び学説に言及した。

238. これに対し、イタリアは、信義誠実違反に関するパナマの主張は海洋法条約87条と何ら関係がない、と主張する。イタリアは、「イタリアは87条に関連して300条に違反した、なぜならイタリアは87条に違反したからである」とするパナマの見解に、反駁する。イタリアは、次のように述べる。

「もし、国連海洋法条約の規定の違反はその規定が定める義務を誠実に履行しなかったことに等しいというパナマの主張が正しいとすると、国が海洋法条約に違反して行動するときは常に300条の違反が生じるという、非論理的な結論が生じることになる。」

イタリアは、この結論は支持できない、という。

239. イタリアは、「87条と300条の関係性を確証するためには、まず87条の

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

違反を確認して、次にこの違反が300条の違反となるかどうかを確認することが、必要である」、と主張する。イタリアは、パナマの主張—87条を有効性の原則に照らして広く解釈して、信義誠実の観点から、87条の重大な違反を認めるべきである—に対して、「国連海洋法条約300条の目的は解釈基準を提供することではないから、信義誠実の考えは87条と300条の関係性を作り出すために用いることはできない」、と主張する。有効性の原則について、イタリアは、国連国際法委員会（ILC）の1966年5月4日から7月19日までの第18会期の作業の報告書に、言及する。この報告書は、「この格言 [「およそ事物はこれを無効ならしむるよりも有効ならしむるをもって可とする (*ut res magis valeat quam pereat*)」] は、条約の用語に明記された解釈あるいは当然に含まれる解釈を越えた解釈という意味での『拡張 (extensive)』解釈または『自由 (liberal)』解釈を求めるものではない」²²⁾、と述べている

* * *

240. さて、海洋法条約300条は、次の規定である。

「第300条（信義誠実及び権利の濫用）

締約国は、この条約により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利、管轄権及び自由を権利の濫用とならないように行使する。」

241. 当裁判所がルイザ号事件判決で述べたように、海洋法条約300条はそれ自体で援用することはできない。したがって、300条の違反を主張する締約国は、まずは、誠実に履行されていないという「この条約により負う義務」、あるいは、濫用的に行使されているという「この条約により認められる権利、管轄権及び自由」を、同定しなくてはならない。そして、締約国は、300条に基づく自国の請求と「この条約により負う義務」または「この条約により認められる権利、

22) 訳者注：この一節を引用するイタリア再抗弁書80項（*ITLOS Pleadings, supra* note 13, p. 433）は、*Yearbook of the International Law Commission, 1966*, Vol. II, p. 218, para. 6（ILC条約案27条・28条（現条約法条約31条・32条）注釈）を引用している。

管轄権及び自由」の間の関係性を確証しなければならない。

242. パナマは、本件事件において、イタリアは海洋法条約87条により負う義務を誠実に履行しておらず、また濫用となるような方法で87条により認められる権利を行使した、と主張する。したがって、パナマが、自国の請求と87条の関係性を確証しなければならない。当裁判所は、次の節で、パナマが自国の請求のそれぞれについてその関係性を確証したかどうかを、検討する。

243. ところで、パナマは、海洋法条約87条の違反は当然に条約300条の違反を伴うと主張するが、これは受け入れることができない。パナマは、300条の違反について、87条の違反があったことだけでなく誠実に反してその違反があったことも証明しなければならない。不誠実は、推定されることはなく、確証されなくてはならないからである。

244. また、パナマは、海洋法条約87条は有効性の原則に照らして幅広く解釈されるべきであると主張するが、これも受け入れることができない。当裁判所は、有効性 (*effct utile*) はここでの文脈において関連性がない、と考える。87条の解釈において、ウィーン条約法条約31条に反映されている条約解釈の一般規則から乖離すべき理由はない。

245. 以下では、海洋法条約300条についてパナマが行った個々の請求について、検討する。前述129項で述べたように、当裁判所は、パナマの請求について管轄権を有するかどうかの問題を扱い、これが肯定されるとき、イタリアが条約300条に違反したかどうかの問題を扱う。

2. 信義誠実

246. パナマは、海洋法条約300条に基づくイタリアの信義誠実義務の違反について、いくつか請求を行っている。パナマは、これに関してイタリアが行った行動を以下のように列挙した。

1. 差押えを遅らせた。このことは、黙認と禁反言の両方に関係する。
2. ノースター号が公海に出て第三国の領域に入るのを待ってから、差押え

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

を実施した。

3. 拙速な（premature）差押命令を、予防措置として実施した。
 4. 本件事件に関するパナマからの多くの連絡文書に対し、意図的に回答を拒否した。
 5. 関連情報の不提供を続けた。
 6. 当該船舶の差押え理由である活動が行われた場所の性格づけを誤り、そのため、前の行為と両立しない後の行為は許容されないという規則²³⁾に違反した。
 7. イタリア自身が行った次のような怠慢行動を、他者（船主とスペインを含む。）のせいにしたこと：
 - 7.1 過度に長期間にわたりノースター号を自国の絶対的な管轄権及び管理の下に置き続けて、速やかにノースター号を返還する積極的な措置をとらなかったこと
 - 7.2 同船の保守管理に関する怠慢行動、及び、
 8. 87条2項はパナマのみを拘束し、パナマは誰も自身の不法によって利益を取得しえないという規則²⁴⁾に違反した、と主張したこと。
247. イタリアは、「300条に違反する不誠実の証拠だとパナマが主張するイタリアの行動のうち、87条と関係づけられる可能性があるのは2つだけであり、したがって、本件事件で海洋法裁判所の管轄権の対象となるのが次の2つである、という。

- (a) 1つは、仮にイタリアがノースター号が燃料供給活動に従事していたことを従前から知っていたとしても、イタリアが1998年まで同船を差し押さえなかったこと。
- (b) もう1つは、イタリアは、ノースター号を差し押さえるために同船が

23) 訳者注：ラテン語の“*venire contra factum proprium*”であり、一般に「矛盾行為禁止原則」と呼ばれる。また、判決279項を見よ。

24) 訳者注：ラテン語の“*nullus commodum capere potest de sua injuria propria*”である。

Palma 港に入るのを待ったが、それは差押えを容易にするためであること。

(1) ノースター号の差押え時期の選択²⁵⁾

248. パナマは、イタリアは「1994年から1998年まで」ノースター号が公海で燃料供給活動を行ったことを知っていながら、その4年間の期間においてこの活動を刑事的に訴追するための措置を何らとらなかった、と主張する。パナマによると、イタリアが1998年になって突然、燃料供給を犯罪として扱うと決定したことは、信義誠実の欠如を反映している、という。

249. パナマは、イタリアがノースター号の燃料供給活動は犯罪であると判断するのが遅れたのは、同船の行動が適法であったとイタリアが黙示的に認めていたからである、という。したがって、パナマは、黙認と禁反言を援用した。

250. これに対して、イタリアは、ノースター号が差し押さえられまた抑留されなかったのは、同船が燃料供給活動を行ったのが公海上であったからではなく、その活動が、イタリア領域内での租税回避と密輸の犯罪に関する犯罪計画の一部であったからである、という。イタリアの説明によると、ノースター号が1998年に差し押さえられたのは、その時になってようやく、イタリアの財務警察の捜査によって同船の上述の犯罪への関与が明らかになったからである。イタリアによると、「強いて言えば、パナマの主張は、単に、ノースター号の燃料供給活動それ自体はイタリア当局の関心の対象でないことを示し、イタリアの捜査当局が勤勉であることを証明しているに過ぎない」、という。

* * *

251. さて、当裁判所の見解では、パナマが援用する黙認と禁反言は、その要件が満たされていないため、本件事件では適用されない。また、パナマはイタリアの行動の不誠実の証拠を何も示していない。差押えの単なる遅れそれ自体は、不誠実の証拠にならない。ノースター号が、1994年以降関係海域で燃

25) 訳者注：以下の(1)、(2)……の記号は原文にないが、分かりやすいように付した。なお、恐らく、これら(1)～(8)は、判決246項で言及のあったパナマの8の主張にそれぞれ対応するものと思われる。

料供給活動を行っていたにも関わらず、1998年になって差し押さえられたことは、海洋法条約300条に基づく信義誠実の違反であるとみなすことはできない。以上より、当裁判所は、この点についてのパナマの請求を認めない。

(2) ノースター号の差押えの場所

252. パナマは、イタリアは海洋法条約87条に関して条約300条に違反した、なぜならイタリアはノースター号を差し押さえるために外国の港に入港するのを待ったからである、と主張する。

253. パナマは、イタリアの主張—スペインの港でノースター号を差し押さえるというイタリアの決定は海洋法条約87条に違反しないようにするために必要だった—は何ら証拠がない、差押命令それ自体もノースター号を公海で拿捕する可能性を記していた、という。

254. したがって、パナマは、イタリアが、当該船舶の公海での拿捕は航行の自由の侵害を構成することを分かった上で、第三国の内水で当該船舶を差し押さえると決定したのは、不誠実である、と主張した。

255. これに対し、イタリアは、ノースター号が港内に入ってから差し押さえたのは、海洋法条約が定める例外的状況—沿岸国に公海での執行管轄権の行使を認める場合—を除き、公海での船舶の拿捕は、沿岸国が「管轄権を行使する適法な権原」を有するかどうかに関わらず、常に違法であるからである、と主張する。

256. イタリアの説明では、「差押命令が公海での当該船舶の拿捕の可能性に触れたのは、継続追跡の条件が満たされたなら、ということであった。実際にはその条件が満たされなかったため、同船は正しく港内で差し押さえられたのである」、という。

257. そして、イタリアは、次のように主張した。

「本件事件の状況においてノースター号の差押えが適法となりうるのは、87条が適用されない海域であるいは87条の例外が適用される海域で、その差押えが行われた場合である。イタリアのやり方は、海洋法条約の基本

原則の尊重を示したに過ぎない。」

* * *

258. さて、当裁判所の見解では、パナマはこの点についてのイタリア側の信義誠実の欠如を証明していない。スペイン港でのノースター号の差押えは、それ自体は海洋法条約300条における信義誠実の違反とみなすことはできない。したがって、当裁判所はパナマの請求を認めない。

(3) 差押命令の実施

259. パナマは、ノースター号の差押えは拙速であり、イタリアの司法機関の最終的かつ確定的な承認がないまま実施された、と主張する。パナマによると、差押命令とその実施請求書が発せられたのは1998年8月11日であるが、イタリアの財務警察がノースター号に関する捜査の判断を検察官に送付したのは、1998年9月24日のことであった、という。

260. パナマは、次のように述べる。

「予防措置ないし仮保全措置を命令しうるのは、その措置が事実上及び法律上一応正当化されること（つまり、当該措置の根拠を強く推定させる事実の存在 (*fumus boni iuris*) と犯行の証拠 (*fumus commissi delicti*)、及び、措置が緊急であること（つまり、回復不可能な侵害の危険 (*periculum in mora*)）が、確証された場合に限られる。その回復不可能な侵害の危険は、差押えをする側の国の利益に急迫かつ回復不可能な侵害 (*imminent and irreparable harm*) のリスクが存在しそのリスクは予防措置として差押えにより回避しうるものでなくてはならない。」

261. パナマは、「イタリアは、深刻かつ回復不可能な侵害の危険もリスクも何ら示していない」、なぜなら当該船舶は差押えが行われるまでの4年もの間運航が許されていたからである、と主張する。たとえ、イタリア関税法の解釈で、本件事件において犯罪の実行があったかどうか疑義があったとしても、その疑義は、差押えのための相当の根拠 (*probable cause*) を構成することはなかったであろう、と述べた。

262. これに対し、イタリアは、差押命令の発出は、拙速でもないし正当化されないものでもない、と主張する。イタリアによると、この命令の目的は、特定の者によるノースター号を用いての犯罪の実行を確認するための証拠を確保することである。この点について、イタリアは、イタリア国内法とイタリア最高裁判決を引用して、証拠確保のための差押えは、犯罪被告人の有罪の明白かつ明確な証拠を必要としない、という。

263. イタリアは、イタリア検察官は差押命令などの措置を発するための十分な情報と証拠が得られた時期を決定することができる、という。また、ノースター号の捜査は、差押命令が発せられるまで数ヶ月間進められていた。したがって、イタリアの見解では、「十分に理由のある命令が、拙速だ、違法だ、不当だ、不誠実だ、とされることはない」、という。

264. イタリアは、また、パナマの刑事手続法も証拠確保のために同じ性質の差押命令を発する可能性を規定していると、指摘した。

* * *

265. さて、パナマの請求は、イタリアの差押命令の実施は拙速であったまた不当な方法で行われた、とするものであるが、その請求は、イタリアの国内法と手続きに関係するものである。当裁判所の見解では、パナマはこの請求と海洋法条約87条の間の関係性を確認していない。したがって、当裁判所は、パナマの請求は裁判所の管轄権の範囲の外にある、と認定する。

(4) 連絡の欠如

266. パナマはノースター号に関してイタリアに対し7回にわたり連絡をとったが、そのすべてが失敗に終わった。パナマによると、イタリアは、海洋法条約87条の違反があったというパナマの請求を受け取った際に国際的に沈黙し続けたので、信義誠実義務に反して行動した、という。

267. パナマは、次のように主張する。

「イタリアがノースター号に関する意見交換を妨げていたことを認めなかったため、パナマは非常に不利な立場に置かれた。もしパナマがこのことを

知っていたら、交渉がまだ可能だと思って時間と金銭を無駄にしないように、他の対策をとることができた。」

268. これに対し、イタリアは、パナマとの意見交換に関してイタリアが本件裁判の前や裁判中にどのような行動をとったかは、海洋法条約87条におけるパナマの航行の自由を尊重する義務をイタリアが誠実に履行したかどうかの問題とは関係がない、と主張する。

269. イタリアは、また、次のように主張する。

「イタリアがパナマからの連絡に応答しなかったためイタリアの行動は不誠実であると言いたいのなら、パナマは、海洋法条約300条を283条が定める義務と関係づけるべきであった。しかし、パナマはそうしなかったし、今そうしようとしても遅きに失する。」

イタリアは、「自国の行動は一貫しており、パナマに合意に到達したとの印象を与えるようなことは、していない。イタリアは、沈黙し続けることでパナマの解決案を拒否し、拒否し続けたのである」、と主張する。

270. 以上から、イタリアの見解では、この点についてのパナマの主張は「海洋法裁判所の管轄権の外にある」、と述べた。

* * *

271. 当裁判所の見解では、パナマは自国の請求—イタリアは本件裁判の前や裁判中において非協力的であり不誠実だった—と海洋法条約87条との間の関係性を、確証していない。したがって、当裁判所は、パナマの請求は裁判所の管轄権の範囲の外にある、と認定する。

(5) 情報の不提供

272. パナマは、イタリアはノースター号に対する刑事手続に関するすべての書類の開示に常に反対していた、と主張する。パナマによると、その結果、イタリアは本件事件に関連のある決定的に重要な情報を提供しなかった。この点について、パナマは、イタリア外務省の国際法局からの2通の書簡に言及する。1つは、1998年9月4日付の書簡であり、これはイタリアの検察官にイタリアは

接続水域を設けていないことを通知するもの、もう1つは、2002年2月18日付の書簡で、これはパナマ代理人からの損害賠償請求に明示的に言及するものである。パナマによると、イタリアはこれらの書類を2016年まで開示しなかった。

273. パナマは、イタリアは、関連のある情報を提供しなかったため本件紛争の解決に向けた協力義務に違反し、したがって誠実に行動しなかった、と主張した。

274. これに対し、イタリアは、不誠実に行動したあるいは本件裁判において非協力的であったことを、否定する。イタリアは、イタリアの方が率先して、両国がそれぞれの文書ファイルにある書類の一覧を提供することを提案した、と述べた。

* * *

275. 当裁判所の見解では、当裁判所での裁判手続の前及び裁判中の、情報あるいは書類の開示に関する両国の行動は、海洋法条約87条とは関係性がない。したがって、当裁判所は、この点についてのパナマの請求は裁判所の管轄権の範囲の外にある、と認定する。

(6) 差押命令の正当化理由の矛盾

276. パナマは、当裁判所に対し、イタリアが差押命令を正当化するために用いた理由が矛盾しているため誠実に行動する義務に違反したと判示するよう、要請した。

277. この点について、パナマは次のように主張する。すなわち、イタリアは、ノースター号の差押えをスペインの内水で実施したのはもし公海上で拿捕したら海洋法条約87条違反となるからだ、と主張しているながら、他方で、イタリアは差押命令を解釈上の存在理論を根拠としている。しかし、この理論が適用されるのは、公海上の拿捕についてのみである。パナマによると、これは明白な矛盾である、という。

278. パナマはまた、Savona 地方裁判所がノースター号はイタリアの領海の外で事業を行ったと判示したにも関わらず、「イタリアが、その後、その答

弁書で述べたように、当該差押えが実施されたのは『同船がイタリア国内で行ったとされる犯罪』についてであると主張するのは、矛盾している」、と主張する。

279. 以上より、パナマは、次のように述べた。

「パナマは、矛盾行為禁止原則 (principle of *non concedit venire contra factum proprium*) の適用を要請する。というのは、もしイタリアが、当初主張したようにノースター号の行動がイタリアの領海の外で行われたというのなら、犯罪行為は現実には行われていないからである。法は、イタリアに対し、海洋法裁判所に提訴された本件事件について責任を有していた自国の行動と真逆のことを今になって主張することを、禁じている。」²⁶⁾

* * *

280. イタリアは、パナマの主張に対し、直接には反論しなかった。

281. 当裁判所の見解では、パナマは、理由が矛盾するという点に関する請求と海洋法条約87条との関係性を確認しなかった。したがって、当裁判所は、パナマの請求は裁判所の管轄権の範囲の外にある、と認定する。

(7) ノースター号の抑留期間と保守管理

282. パナマは、「ノースター号は異常に長期間抑留された。……同船は、何年にもわたってイタリアの支配と権限の下に置かれ、事実上外部と連絡が断たれ続けた。このことは、信義誠実への背信としか考えられない」、と主張する。

283. パナマは、次のように主張する。

「イタリアは、ノースター号が違法に差し押さえられ、その差押えが87条が規律する航行の自由を侵害したことを知っていながら、同船を、その船主あるいは旗国であるパナマに直ちに返還するための効果的な措置をとらなかった。……その反対に、イタリアはノースター号を不合理なほどに長

26) 訳者注：判決文での引用は、パナマ弁護人である Klein 女史の発言 (*ITLOS Pleadings, supra note 13, p. 597*) であるが、文法的に成立していない。その元となる主張は、パナマ抗弁書341項 (*ibid.*, p. 332) であろう。ここでは、判決文の仏語訳とパナマ抗弁書の文意を参考に、訳出した。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

い期間腐食するに任せて、結局、スクラップとして公売にかけられなくてはならなくなったのである。」

284. パナマは、イタリアはノースター号の腐食を防止するために同船の保守管理を行う義務を完全に放棄した、と主張する。パナマは、次のように述べる。

「管轄裁判所である Savona 地方裁判所は、差押えの期間中、この船舶と船内の他の財産を保全するための、並びに港湾施設使用料、燃料、食糧及びその他船舶と乗組員の必需品の料金を支払うための、適当な措置を迅速にとるべきであった。しかし、これらは行われなかった。」

285. したがって、パナマの見解では、イタリアが1998年から2015年までの期間及び本件裁判が行われている期間の両方において不誠実に行動したと評することは、完全に正当である、と述べた。

286. これに対し、イタリアは次のようにいう。

「本件事件は、抑留に関わる事案ではない。差押命令とその実施請求に関わる事案である。したがって、抑留－差押命令の実施とノースター号に向けられたその他の措置に関する一 の期間の長さは、差押命令と実施請求それぞれ自体が87条に違反するかどうかという限定された問題の外にある。」

287. イタリアは、ノースター号を不合理なほど長い期間ノースター号を抑留してはいない、と主張する。イタリアによると、同船が差し押さえられたのは1998年9月25日であり、1999年3月11日には保証金の支払いを条件に同船は釈放されることとし取り戻されるはずだったが、そうはならなかった。その後2003年3月14日に同船の釈放が決定され、スペイン当局は同船の釈放を同船の管理担当者に通知するよう要請された、という。また、船主にも2003年7月2日に適切に通知された。したがって、船主が利益を求める際に基本的な注意を怠って生じた結果は、イタリアが負担するべきものではない、と述べた。

* * *

288. さて、当裁判所は、前述122項で、本件紛争についての管轄権はノースター号の差押えと抑留を対象とする、と認定した。当裁判所は、ノースター号の抑留期間と保守管理に関するパナマの請求は海洋法条約87条と関係性を有

する、と考える。

289. 当裁判所が判断しなければならない問題は、イタリアは海洋法条約87条における義務を誠実に履行しなかったかどうか、である。これに関していうと、Savona 地方裁判所の検察官は、1999年3月に条件付きでノースター号を釈放することとし、また、Savona 地方裁判所は、2003年3月14日に無条件での釈放を命じた。当裁判所の見解では、パナマは、イタリアが誠実に行動しなかったことを確証していない。したがって、当裁判所はパナマの請求を棄却する。

(8) 海洋法条約87条2項

290. パナマは、海洋法条約87条2項に基づき他国の利益に妥当な考慮を払う義務はすべての国を拘束する、と主張する。

291. パナマは、また、海洋法条約87条2項が拘束するのはパナマのみであってイタリアではないとするイタリアの主張は、信義誠実の欠如の更なる証拠である、と主張した。

292. これに対し、イタリアは、次のように主張した。

「本件紛争の文脈では、原告であるパナマが、87条と87条が保護する航行の自由を、援用している。つまり、87条2項の義務が課されるのは、原告であるパナマであって、イタリアではない。」

* * *

293. 当裁判所は、すでに、前述231項で、海洋法条約87条2項は本件事件において適用されない、と述べた。その理由は、妥当な考慮義務に服するのはパナマであってイタリアではないからである。したがって、300条違反の問題は、この点に関しては生じない。

3. 権利の濫用

294. パナマは、イタリアは権利の濫用を構成するような方法で自国の管轄権を行使した、と主張する。パナマは、次のように述べる。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

「イタリアは誤って、公海で行われた合法かつ正当な燃料供給活動に関して、自国領域外で自国法を適用した。イタリアが不誠実に行動し自国の権利を濫用したというのは、同船の運航に係る者を起訴したことが誤りだったと自国裁判所が判決で明確に認めたにも関わらず、不合理に長い期間ノースター号を抑留し続けたからである。」

295. パナマは、また、イタリアが海洋法条約300条に違反したと主張する根拠について、次のように述べる。

「イタリアは、ノースター号の差押えを違法に命じ請求したため、及び、関税法を同船に不適切に適用したため、公海の自由を行使するパナマなどの他の国の利益に妥当な考慮を払う国際義務を、遵守しなかった。」

296. パナマは、更に次のように主張する。

「イタリアはノースター号の差押えが正当化されるかどうかの十分な捜査を終える前に同船の差押えを決定しており、その拙速な対応は、国際水域で自由に航行する外国船舶の権利を保護するに必要とされる信義誠実の欠如を、示している。」

パナマによると、その結果、「関連する範囲で、海洋法条約87条だけでなく300条の権利の侵害も生じた」、という。

297. パナマは、また、沿岸国であるイタリアは、イタリアの領海に入る外国船舶による通関上の規則または財政上の規則²⁷⁾の違反を法的に防止するために、海洋法条約21条が定める権利を濫用した、と主張する。パナマは、この主張について、汝の物を他者を害することなく使用せよ（*sic utere jure tuo alienum non laedas*）の原則に依拠する。パナマは、次のように述べた。

「イタリアは、通関上の規則または財政上の規則の違反の嫌疑を理由に差押命令を発する権利を行使したのであるが、しかし、イタリアのその権利行使の目的は、その権利が与えられた目的とは異なるものであった。という

27) 訳者注：ここは海洋法条約21条の文脈であるから、同条1項(h)の公定訳に従い「通関上 (customs)」と「財政上 (fiscal)」を区別して訳出したが（直後のパナマ主張の引用部分も同じ）、要するにイタリア関税法であろう。

のは、この権利は、領海においてのみ行使するために与えられたものであるからである。この差押命令は、公海つまりイタリアの領域管轄権の外で行われた活動を、対象としていた。』

298. これに対し、イタリアは、海洋法条約300条における権利の濫用に関するパナマの請求は本件裁判において海洋法裁判所の管轄権の範囲にない、と主張する。イタリアは、先決的抗弁判決132項に言及する。当裁判所は、この項で、「イタリアが条約87条により負う義務を誠実に履行したかどうかの問題が生じている……。したがって、当裁判所の見解では、条約300条は本件事件と関連性を有する」、と判示した（ノースター号事件（パナマ対イタリア）、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 74, para. 132）。

299. イタリアは、海洋法条約300条は全く関連性を持たない、と主張する。イタリアは、300条は信義誠実と権利の濫用の2つの別個の構成要素からなるが、本件紛争の対象は信義誠実の方の構成要素である、という。

300. イタリアの主張によると、パナマは、海洋法条約300条を単独の規定として援用していて、イタリアが海洋法条約上の権利または管轄権を行使した際に海洋法条約規定に違反したとパナマは主張するがその規定との関係性を示していない、という。すなわち、「300条が87条の航行の自由と関係づけることができるとすれば、唯一、国が、87条の航行の自由を行使する際に87条2項に基づき他国の権利を濫用したような場合であろう」、という。

301. イタリアは、これは本件事件において適用されないのは明らかである、という。本件事件では、海洋法条約87条1項の権利を援用するのはパナマであって、イタリアではない。イタリアは、イタリアは本件事件において87条の権利を有しておらず、したがって権利を濫用することはありえない、と主張する。

302. 最後に、海洋法条約21条に基づくパナマの請求について、イタリアは、この規定は海洋法裁判所が判断したように本件紛争の一部ではないから、本件裁判における裁判所管轄権の対象でない、と主張した。

* * *

303. さて、先決的抗弁判決の132項は信義誠実にのみ言及したが、このことは、

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（2）

裁判所の管轄権から権利の濫用の主張を排除するものではない。当裁判所の見解では、海洋法条約300条の第2の要素である権利の濫用は、信義誠実と密接に関係する。したがって、当裁判所は、先決的抗弁判決132項が300条の構成要素である信義誠実にその管轄権を限定しているとは、考えない。

304. ここでは、イタリアが、権利の濫用を構成するような方法で自国の権利を行使したかどうかを、検討する。

305. 前述265項で述べたように、差押命令の実施が時期尚早でかつ不当であるという点に関するパナマの請求は、海洋法条約87条と関係性がなくしたがって本件裁判において裁判所の管轄権の範囲の外にある。

306. 当裁判所は、海洋法条約21条に関するパナマの請求は、裁判所の管轄権の範囲の外にある、と認定する。

307. 前述231項で述べたように、海洋法条約87条2項は本件事件において適用されない。したがって、この規定との関係においては、海洋法条約300条に基づく権利の濫用の問題は生じない。

308. 以上より、当裁判所は、イタリアは海洋法条約300条に違反していない、と結論づける。

(未完)

(2023年1月23日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（JSPS 科研費19H00567）による成果の一部である。